

第539回（令和5年度第2回）鳥取地方最低賃金審議会

1 日時 令和5年7月31日（月）9時30分～10時40分

2 場所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、道前委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、寺田委員、森委員、山崎委員

使用者代表委員 北村委員、西本委員、花原委員、福嶋委員、米原委員

【事務局】

鳥取労働局 平川労働局長、高橋労働基準部長

片山賃金室長、市村賃金室長補佐、寺地労働基準監督官

4 議事

- (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 鳥取県最低賃金の改正決定にかかる意見聴取について
- (3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (5) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 2023年鳥取県最低賃金の改定にあたっての意見書
- (3) 令和5年度 鳥取県最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果（令和5年7月25日現在）
- (4) 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (5) 鳥取県最低賃金額と全国加重平均最低賃金額等の推移
- (6) 求人票に記載された賃金額資料

- (7) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県、決まって支給する給与関係時系列表・所定内給与関係時系列表）
- (8) 山陰の金融経済動向（日本銀行 松江支店 2023.7.1）
- (9) 消費者物価指数の推移
- (10) 令和 5 年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況
- (11) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の申出書
- (12) 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の申出書

机上配付資料

- 1 . 第 2 回目安に関する小委員会資料
- 2 . 第 3 回目安に関する小委員会資料
- 3 . 第 4 回目安に関する小委員会資料

当日配布資料

- 1 . 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）
- 2 . 第 5 3 8 回提出資料（抜粋）

6 議事内容

市村賃金室長補佐 ただ今から第 5 3 9 回（令和 5 年度第 2 回）鳥取地方最低賃金審議会を開催します。

本日はお忙しい中、御出席頂きまして、ありがとうございます。

本日の審議会は公開しており、5 名の傍聴人がお見えになっております。傍聴人の皆様には傍聴に当たっての遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、公益を代表する植木委員が欠席となっております。現時点で 1 5 名の委員のうち 1 4 名の御出席を頂いております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

これより先の審議会の進行を会長にお願いいたします。

報道各社の皆様に申し上げます。カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

では、会長、お願いします。

佐藤会長 おはようございます。

では、本日の審議に入りたいと思います。

議事の1、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、先日開催された中央最低賃金審議会において答申がありました。

令和5年度の地域別最低賃金の目安について、事務局から説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 それでは、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について御報告させていただきます。

当日配付資料を御覧ください。7月28日金曜日に開催されました第67回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定に目安について答申が取りまとめられました。

当日配付資料の1ページ、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）、3ページ、答申の別紙1、令和5年度地域別最低賃金改定の目安に関する公益委員見解、23ページ、別紙2、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告などを用いて、答申文の読み上げ及び公益委員見解の主なポイントを御説明申し上げます。

〔答申文の読み上げ〕

市村賃金室長補佐 続きまして、3ページ、別紙1の公益委員見解の主なポイント、労働者の生計費を中心に説明します。

まず、引上げ額の目安は、Aランクが41円、Bランクが40円、Cランクが39円です。各地方最低賃金審議会で目安どおりの改正が行われれば、全国加重平均は1,002円となります。目安の審議については、最低賃金を引き上げる必要性については労使ともに理解されていますが、金額水準に隔たりがあり、最低賃金法第9条第2項の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の3要素のデータに基づき、丁寧に議論が積み重ねられました。今年度の目安審議において、3要素のうち、公益委員が最も重視した要素は労働者の生計費でした。資料5ページ、ウ、労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの持家の帰属家賃を除く総合の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率（3.3%）を上回る水準となっています。

資料6ページ中段の、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は

4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことを踏まえることが今年度は適当と考えられる。これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持、拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられるとされました。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であるとされました。

資料7ページ、上段、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなるとされました。

資料7ページのオ、政府に対する要望については、従来の業務改善助成金のみならず、中小企業へのものづくり補助金、事業再構築補助金等のほか、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇への言及、価格転嫁についてもかなり具体的な内容となっております。

資料8ページのカ、地方最低賃金審議会の期待等については、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済、雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える、とさ

れました。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

Cランクの目安は39円ということで、今、御説明を頂いたところです。

では、今年度の地域別最低賃金額改定の答申について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

河村委員 それでは、労働者側として、今回の目安を受けて、その受け止めについての発言をさせていただきたいと思います。

まず、その前に、政府方針の加重平均1,000円の達成というところに少し触れたいと思いますが、本日も新聞各社が報道をしております。その見出しを見ますと、全国平均1,002円というような記載がされております。これは、もう誤った、ミスリードでありまして、言いましたようにこれは加重平均です。その点を非常に心配しているところがあります。ぜひとも正確な情報を報道していただきたいと思うわけですが、まず、最低賃金という性質上、そもそも加重平均で論じるべきではないと私は思っております。最低賃金制度の役割としては、社会政策的な要素が一つあるかと思ひますし、もう一つは経済政策的な要素があるかと思ひています。本来、最低賃金制度上の最低賃金ですから、社会政策的な要素を満たすということが大前提であると思ひています。まず、それを満たした上で経済政策的な要素を付加させるのが本来のあるべき姿ではないかと思ひます。ただ、政府方針では加重平均という表現をされているわけですので、その裏には経済政策的な要素による方針が色濃いと云わざるを得ないと思ひています。最低賃金の性質を理解していないと云わざるを得ないと私は考へております。

その上で、今回の目安の受け止めですが、過去最高の目安額であるということと、7月中に目安額が決定をされたということに関しては、一定の評価ができると思ひています。しかしながら、地域間格差の是正を目的として、今回、ランク区分を4つから3つに変更したということですが、結果として3ランクで目安額に1円ずつの差をつける結果となっています。このことは、一部、Bランク内での旧C・Dランク県、Bランクに上がった旧CとDランクの県においては、格差是正につながる目安だと言えらると思ひますが、とりわけCランク、我々鳥取県が属するこのCランクにおいては、Aランク、Bランクとの格差が広がる結果になっているということは考へなければならぬと思ひています。また、Cランクの絶対額の低さを考へれば、Bランク、Cランクを同額とすることも考へるべきで

あったのではないかと思います。

例えば隣の鳥根県は、Dランクから今回、Bランクに上がったわけですが、鳥取は旧DランクからCランクということです。単純に目安額をプラスするということであれば、現行で3円の差であるものが4円に広がるということになります。Cランクの絶対額の低さを容認し、さらなる格差拡大を助長する結果であると思っております、到底納得できるものではないと考えております。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見ありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 では、目安が昨年とは異なり、7月中に示されたということで、地方最低賃金審議会においても今回の答申を踏まえて今後審議していくこととなりますので、専門部会委員をはじめ各委員の皆様、御協力をお願いします。

では、進めたいと思います。

議事の2、鳥取県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について、関係労使の意見聴取の公示を行ったところ、意見が提出されたということですので、事務局より報告をお願いします。

市村賃金室長補佐 最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、令和5年7月7日に鳥取県最低賃金の改正決定について関係労使の意見聴取の公示を行いましたところ、1団体から意見が提出されました。資料ナンバー2が提出された団体からの意見書ですが、意見、要請内容を説明させていただきます。

7月27日に鳥取県労働組合総連合議長、田中暁様から鳥取地方最低賃金審議会会長宛てに、2023年鳥取県最低賃金の改定に当たっての意見書が提出されました。

その意見の要旨としては、労働基準法及び最低賃金法の法理は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているものと理解されるところ、現行の鳥取県最低賃金の時給854円を基に月法定時間数で計算すると年収178万円程度にしかならないため、労働者の生活の安定に資する水準に達しておらず、また、労働力の質的向上を期待できる金額とは言えない。毎勤統計を基に計算した県内パートタイム労働者の時給は1,073円となるが、これより低い最低賃金では、企業等の人件費削減で経営基盤の安定化を図る動機付けになると予想され、競争力の弱体につながるおそれがある。

県内労働者の賃金実態は、既に最低賃金額を大幅に上回っており、一刻も早く地域における労働者の賃金水準に到達させるとともに、その水準を引き上げるための議論が求められること。

現在の経済状況は、いまだに中小企業や地域経済は厳しい状況にあるが、これを理由に引上げ額を配慮しなければならないほど最低賃金が高い状況にあるわけではなく、事業主には最低賃金を大幅に引き上げるだけの支払能力が存在していると言え、賃金を下支えする最低賃金の引上げは、使用者の責務と言えることから、こうした観点での議論を期待すること。

最低賃金改定審議に当たり、「労働者が安定した生活を送ることのできる最低限の賃金水準とは」が議論の中心に据えられるべきと指摘する旨の意見でした。

意見書の全文は、この資料で御確認頂きたいと思います。

以上、意見書が提出されていますので、御報告いたします。

このほか、最低賃金法第25条第6項に基づく関係労使の意見陳述につきましても公示等により募集いたしましたところ、1名の申出がありましたので御報告いたします。今後開催いたします第2回の鳥取県最低賃金専門部会において意見陳述をしていただく予定としております。

続きまして、第538回鳥取地方最低賃金審議会において御審議いただきました書面による意見聴取の実施結果について説明させていただきます。

なお、意見書の提出締切りの関係から、本日は7月25日現在での調査結果表のみについて資料提出させていただき、詳細な資料は第2回鳥取県最低賃金専門部会において提出させていただきたいと思います。

〔資料説明〕

佐藤会長 ありがとうございます。

では、ただ今の説明について、何か意見、質問等ありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 毎年こうした貴重な御意見を頂いておりまして、各委員は真摯にこれらを読んで検討させていただいた上で議論に臨んでいるところであります。金額審議の中においてもこれらの意見について触れることもあろうかと思いますが、その都度、各委員の皆様のお意見を伺っていきたく思いますので、よろしく申し上げます。

では、進めたいと思います。議事の3、最低賃金に関する基礎調査結果等について、そ

の基礎調査の結果とその他の資料について説明をお願いします。

〔資料説明〕

片山賃金室長 第538回鳥取地方最低賃金審議会において河村委員から御質問頂いておりました事項について回答させていただきます。

河村委員からの御質問は、本日の当日配付資料の最後に資料を抜粋しておりますが、第538回の資料ナンバー4のうち、費目別標準生計費（鳥取県）において、令和4年の負担費修正値は令和3年に比べて減少している。一方、資料ナンバー5、全国・中国地方県庁所在地別総合指数では、鳥取市における令和4年の指数が前年同月比で2.6%と増加している。資料ナンバー4において令和4年の負担費修正値が減少していることについて理由を教えてくださいという内容でした。

質問内容に対する回答ですが、資料ナンバー4の費目別標準生計費については、表の下部に記載しているとおり、鳥取県人事委員会による、職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告の資料のうち、生計費関係資料記載のデータを用いております。ここで標準生計費とは、世帯人数にかかわらず就業している者が1人だけの世帯、例えば2人世帯では夫婦世帯で夫だけが就業しているものに限定し、3人以上の世帯については、それに就業していない子供を1人ずつ加えた世帯、これを標準世帯と設定しております。その世帯人数別の標準世帯における並数、これは最も多く見られる階層の費目別支出金額を求めるという計算をしております。

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告で用いられる、この標準生計費とは、令和4年のデータが用いられておりました。これについては、賞与支出等は含まれていないこと、それから、就業している者が1人の標準世帯における数値であること、各世帯の並数値、最も多く見られる値、これをベースにしていることが特徴となっております。

一方、消費者物価指数の方は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの付加価値等を総合した物価の変動を時系列的に測定するもの、すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数で表したもので、これは毎月作成してあります。このうち指数計算に採用している各品目の指数の評価の重み、ウエイトは総務省統計局実施の家計調査の結果等に基づいておりました。家計調査は夏、冬の賞与支給時の支出も含んだ1年間の1か月平均であること、世帯収入で調査を行うため、就業している者の平均が1人を上回ることで、平均値の性格から、高支出

帯の支出額に平均が引っ張られることが見受けられるということが特徴となっております。

このような違いから、資料ナンバー４の数値が低く出ているものと考えられます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、ただ今の説明について、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

河村委員 たくさんの資料を御準備いただきまして、ありがとうございます。

審議会資料の１９ページの、最低賃金に関する基礎調査の概要について、教えていただきたいのですが、復元後の人数が８万３３１人ということでしたが、復元前の数字も教えていただければと思います。

それと、前回質問させていただきました内容に関しては理解をいたしました。ありがとうございました。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、回答をお願いします。

片山賃金室長 復元前の数字についてですが、調べて後ほど回答いたします。

佐藤会長 ありがとうございます。その他、御質問等ありますでしょうか。

(なし)

佐藤会長 では、議事の４です。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてになります。こちらについて諮問がありますが、その前に、改正の申出があった特定最低賃金について、申出状況等を事務局からお願いします。

市村賃金室長補佐 資料ナンバー１０を御覧ください。こちらは申出内容を一覧にしたものです。

現在、鳥取県においては２件の特定最低賃金が設定されておりますが、本年度、特定最低賃金について改正の申出がありました鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、及び、鳥取県各種商品小売業最低賃金について御説明します。

２件とも申出の内容は労働協約ケースです。

最低賃金決定要覧の２１２ページを御覧ください。新産業別最低賃金の運用方針ですが、労働協約ケースについては、１の（１）のロ（イ）の要件、一定地域内の事業所、つまり鳥取県内の事業所で使用される同種の基幹労働者のおおむね３分の１以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受ける場合であって、２以上の労働協約による場合は、その当事者である労働組合等の全部の合意により行われる申出であることとさ

れております。

それぞれの申出書は、資料ナンバー 11 及び資料ナンバー 12 にございます。

なお、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る申出書において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額 928 円と記載されております。また、各種商品小売業最低賃金に係る申出書において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額 905 円と記載されております。これらにつきまして事務局において審査しましたところ、2 件ともそれぞれの申出書には必要事項が記載され、必要な疎明資料の添付があり、いずれも申出要件を満たしているものと認められ、正式に受理したものです。

以上のとおりの申出内容ですので、本日、改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

佐藤会長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

北畑委員 各種商品小売業についてですが、鳥取県の商圏を見ますと、鳥取県下の商圏のさらなる各種商品小売業の活性化、これはやはり労使で目指していかなければいけないと考えております。そういった意味では、当該産業で働く労働者のモチベーション、これは欠かすことができないと思っておりますので、そういった意味では、改めて特定最低賃金、各種商品小売業の最低賃金の引上げに係る審議について改めてお願いをいたします。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、そのほか、御意見ありますか。

河村委員 1 点だけ要望を入れさせていただきます。

79 ページ、先ほど御説明ありました特定最低賃金の申出の状況をまとめていただいている資料ですが、こちらに、できれば来年以降、例えば協定上の最低額も記載いただければ、これ 1 枚で確認ができると思いますので、要望として上げさせていただきます。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。では、事務局で御検討いただき、来年以降、数値を入れていただくようお願いいたします。

では、ほかに質問等がなければ、諮問をお願いいたします。

〔局長から会長へ諮問文手交〕

佐藤会長 それでは、諮問文の読み上げをお願いいたします。

市村賃金室長補佐 諮問文を読み上げます。

鳥労発基0731第1号、令和5年7月31日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和5年7月21日付けをもって、申出代表者、U Aゼンセン鳥取県支部支部長、北畑仁史から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県各種商品小売業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

もう一つ読み上げます。

鳥労発基0731第2号、令和5年7月31日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取労働局長、平川雅浩。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

令和5年7月20日付けをもって、申出代表者、電機連合鳥取地域協議会議長、笥憲之介から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鳥取労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。

ただ今、平川局長より諮問文を頂きましたので、今後の審議会において、改正決定の必要性について審議していきたいと思えます。

では、何か御質問、御意見等ありますか。

（なし）

佐藤会長 では、議事の5、その他ですが、事務局から今後の日程等の説明をお願いします。

市村賃金室長補佐 4点あります。

まず、1点目は、次回、第540回（令和5年度第3回）鳥取地方最低賃金審議会についてです。次回の審議会に関しましては、鳥取県最低賃金専門部会の審議状況によること

となりますが、現時点では8月7日月曜日15時00分より、開催を予定しております。
また、予備日として8月8日火曜日15時00分、8月9日水曜日11時00分及び8月10日木曜日15時00分の3日間を予定しております。

委員の皆様におかれましては、8月7日の本審及び8月8日から8月10日の本審につきましても出席に向けての日程の確保をお願いします。

ただし、専門部会での結審が全会一致に至った場合には、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会報告をもって審議会においても決議されたものとみなされるため、審議会は省略されることとなります。

また、審議状況により今後日程が変更となる可能性もありますので、その際は事前に御連絡いたします。御連絡につきましては、可能な限り早めにメールにより御連絡をいたしますが、時間がございませんので、あらかじめ準備をお願いします。

答申後において異議申出があった場合は異議審議を行うこととなりますが、今後の審議会の開催状況に応じて異議審議の日程も8月23日水曜日から8月28日月曜日の間で開催されますので、併せて日程の確保をお願いします。

続きまして、2点目は鳥取県最低賃金専門部会委員についてです。該当の方には既に御案内をしておりますが、本年7月25日付けで資料ナンバー1の名簿記載の方を専門部会委員として任命させていただいております。第1回鳥取県最低賃金専門部会は、本日、この本審終了後、11時からこの会場にて開催します。引き続きよろしくお願い申し上げます。

3点目は、特定最低賃金の必要性に関する審議の日程です。本日、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び各種商品小売業の特定最低賃金の必要性の有無に係る諮問が行われましたので、速やかに各特定最低賃金の専門部会委員の推薦公示を行います。専門部会委員が決まっていない状況ですので、日程調整次第ではございますが、必要性審議に係る審議会の開催日につきまして、書面による意見聴取の実施等を考慮し、9月11日から20日の間に開催したいと考えておりますので、日程の確保をお願いします。

4点目ですが、審議会閉会後に事務連絡をさせていただきますので、委員の皆様には閉会後においてもしばらくこの場でお待ちください。以上です。

佐藤会長 ありがとうございます。その他、何かありますか。

米原委員 これから鳥取県最低賃金専門部会で審議をしていただくことになると思いま

すが、専門部会での審議についてのお願い事項ということで、3点申し上げたいと思います。

まず1点は、根拠のあるデータを基に納得感のある数値額を提示できるように取り組んでいただきたいということです。今日も含めて、たくさんのデータを出していただいています。こうした根拠のあるデータを基に議論を進めていただきたいということです。

それから、2点目は、法律に基づいた議論をしていただきたいということです。最低賃金法第9条の2項ですが、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払能力を考慮して定められなければならないということで、3要素と言われていますが、労働者の生計費、それから労働者の賃金、それから通常の事業の賃金支払能力、この3つを考慮して定めるということになっております。決して地域の人口流出を食い止めるとか、そういったことは法律上、最低賃金の役割として期待されているものではありません。

それから、3点目ですが、目安についての理解をしていただきたいということでございます。目安というのは、地域の状況によって、この目安よりも上がることもあれば下がることもあるという金額だということで、少なくとも私は理解しています。これは最低限守らなければいけない額で、地域によってこれに上乘せしてくださいというようなものでは決してありませんので、そこはぜひ御理解いただきたいということで、この3点について、よろしく申し上げます。

佐藤会長 ありがとうございます。今、頂きました3点、根拠のあるデータに基づいての議論、法律に基づく議論、そして目安についての理解、この3点について専門部会の方でもしっかりと議論していきたいと思います。

では、ほかに何かありますか。

(なし)

佐藤会長 特になければ、本日の審議会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。